



長岡版

発行編集

長岡民主商工会

長岡市中天167-1

☎ 33-5948

2022年 7月25日

第 2109 号

新型コロナウイルス対策
支援金や給付金の申請
納税緩和・国保料減免など
民商に相談を

前年比30%以上の減収見込みで国保料等減免の可能性 全額免除のケースも！ 制度を活かして商売・暮らしを守りましょう

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今年度の事業収入・給与収入について前年より30%以上の減少が見込まれる世帯は、申請することにより、市町村や国民健康保険組合から国民健康保険料（国保料）の減免を受けられる可能性があります。また、同様の条件で、後期高齢者医療保険料も市町村から減免を受けられる可能性があります。

減免の対象となるのは2022年度分の保険料のうち、納期限が2022年4月1日から2023年3月31日までに設定されている保険料です。

① 市町村による国保料等の減免

年間で30%以上の減収が見込まれることを示す際の基準（減収の対象となる期間の判定方法）等は、市町村が定めます。

減免額は、減免対象保険料額に主たる生計維持者の前年度の収入額に応じた減免割合を乗じることによって求めることができます。

市町村から「前年比30%以上の減少が見込まれる」ことが認められた場合、国保料は大きく減免されます。例えば、前年所得が30万円以下ならば、減免対象保険料は全額免除されます。詳しくは長岡民商にお問い合わせください。

② 国保組合による国保料の減免

市町村による国保料等の減免とは異なり、主たる生計維持者の前年度の収入額によらず、左の表のように減収率によって減免割合が決まります。

減収率（前年比）	減免割合
30%以上 40%未満	保険料の50%
40%以上 50%未満	保険料の75%
50%以上	保険料の全額

なお、国保組合による国保料の減免は、各国保組合が条例または規約に基づいて行うものとなります。これに対応する規定がない場合、国保組合は条例ま

たは規約を整備する必要があります。減免の有無や申請については、ご加入の国保組合に合わせください。

長岡民商は昨年に続き、国保料等の減免に関する学習会（セミナー）を計画しています。日時が決定次第、お知らせします。

国保料は私たち中小業者への重い負担となり、滞納世帯数も増加しています。制度を活かして商売と暮らしを守りましょう。

第60回定期総会総会を開催しました

長岡民商は7月16日（土）、長岡市さいわいプラザにて第60回定期総会を開催しました。今総会をもって桃澤政晴会長（北支部・豊製造）が会長を退任、相談役に就任し、酒井光男副会長（北支部・スクラップ）が新会長に選出されました。会の模様は次号にてお知らせします。

新型コロナウイルスに関する共済金について

新型コロナウイルス感染症に関する共済金請求について、再度お知らせします。新型コロナウイルス感染症が全国的に再拡大しています。左記に該当する場合は、事務局までご連絡ください。

1. 共済会加入者が新型コロナウイルス陽性の場合
入院はもちろん、自宅等に待機を指示された場合も入院見舞金支払いの対象となります。見舞金の請求には次の書類が必要です。

- ① 3日以上以上の入院↓請求書または領収書が必要。
- ② 自宅やホテルに3日以上以上の待機↓保健所からの証明書（口頭指示のみで、証明書類がない場合は「役員の確認書」を添付）。
2. 共済会加入者が濃厚接触者となった場合
安静加療見舞金支払いの対象となり得ます（添付書類は不要）。

※新型コロナウイルス感染症に限り、免責規定は免除されません。